

最高裁秘書第3888号

令和3年12月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

11月22日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

司法修習予定者に送付した書類については、要返却資料も含めて司法修習予定者が書き込みをしてもいいことが分かる文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第4076号

令和4年1月6日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習予定者に送付した書類については、要返却資料も含めて司法修習予定者が書き込みをしてもいいことが分かる文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年11月26日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第47号

(2) 謝問日

令和3年12月27日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第4077号

令和4年1月6日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

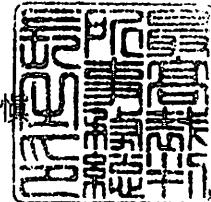
諮詢番号 令和3年度（最情）諮詢第47号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

司法修習予定者に送付した書類については、要返却資料も含めて司法修習予定者が書き込みをしてもいいことが分かる文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、11月22日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出は、11月15日に最高裁判所に対してされた開示申出人の説明を踏まえ、「司法修習予定者に送付された書類について、個別の資料ごとに書き込みをしてよいかが分かる文書ではなく、書類一般の取扱いとして書き込みをしてもよいことが分かる文書の最新版」の開示を求める趣旨と整理した。

この点、要返却資料も含む配布した書類一般の取扱いとして、書き込みを禁止する旨の定めはなく、特段の指示がない限りは書き込みを行っても差し支えないものとして取り扱われているところ、このことを記載した文書を作成する必要はない。念のため、本件開示申出に係る文書を保有している可能性がある部署にお

いて対象文書を探索したが、同文書につき作成も取得もしていなかった。

苦情申出人は、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨主張するが、上記のとおり存在しなかった。

よって、原判断は相当である。